

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

核燃料税条例(平成十九年宮城県条例第九十九号)の施行期日は、平成二十年六月二十一日とする。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十二号  
核燃料税条例施行規則  
(趣旨)

規則  
目次  
ページ

○核燃料税条例の施行期日を定める規則

○核燃料税条例施行規則  
告示

告示

(稅務課)  
(同)  
一

○國土調査の成果の認証

○管理美容師資格認定講習会の指定  
○救急医療機関の認定

(土地対策課)  
(食と暮らしの安全推進課)  
(医療整備課)

三  
三  
四

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○県営土地改良事業計画の縦覧  
○県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託  
○土地改良事業の施行の同意

(障害福祉課)  
(農村振興課)  
(住宅課)

四  
四  
四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○宮城県公報第一九六五号中  
正誤

(仙台地方振興事務所)

五  
五  
五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(情報システム課)

五  
五  
五

○宮城県公報第一九六五号中  
正誤

(情報システム課)

五  
五  
五

## 規則

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年六月二十日

○宮城県規則第七十一号

核燃料税条例の施行期日を定める規則

宮城県知事 村井嘉浩

第四条 核燃料税の賦課徴収については、前条に定めるものを除くほか、宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)第八条の二、第八条の二、第九条の二、第九条の三、第十一条、第十二条、第十三条の六から第十三条まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十六条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十一条の二の規定を準用する。この場合において、同規則第八条の二、第八条の三、第九条の二、

第一条 知事は、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」という。)第一条第一項第三号の徵稅吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職員に委任する。  
一 核燃料税に係る徵收金の徵収に関する事務。  
二 核燃料税の賦課徴収に関する調査をするために質問及び検査をすること。  
三 核燃料税に係る徵收金の滞納処分に関する事務。  
四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に関する事務。

2 知事は、前項の事務を徵稅吏員に行わせる場合には、その事務の内容及び期間を定めてこれを任せなければならぬ。  
3 第一項の徵稅吏員には、その身分を証する徵稅吏員証を交付する。  
(更正又は決定の通知)

第三条 知事は、法第二百七十六条、第二百七十八条又は第二百七十九条の規定により核燃料税に係る徵收金の更正又は決定をしたときは、核燃料税更正決定通知書兼徵收金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

(賦課徴収)

第九条の二、第十一条、第十二条の六から第十一条の九まで、第十四条の一第一項及び第二項、第十五条、第十八条、第十九条第一項、第二十条第三項並びに第二十一条の二中「県税事務所」であるは「知事」、又は同規則第十二条の「県税」とあるのは「核燃料税」、又は同規則第十六条第一項中「条例第十一十一条」であるは「地方税法第二十条の九の二」を読み替へる。又は  
(文書の様式)

第五条 案例第七条第一項の申告書及び同条第一項の修正申告書の様式は、様式第一号とする。

第三条の核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額届出書の様式は、様式第一号とする。

3 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式は、前一項に定めるものを除くほか、宮城県總務部税務課に施行規則第五条の二(その一)様式第十七号、様式第十七号の二、様式第一十八号、様式第二号、様式第三号、様式第三十号、様式第三十一号及び様式第三十七号から様式第三十八号(その一)までの間で用いられるものとし、様式第五号の二(その一)及び様式第十七号の二(その一)を除く。

「審査請求」又は「異議申立て」又は「裁決」又は「決定」又は「(宮城県總務部税務課)」  
城県 所長、又は「宮城県知事」又は「(県税事務所)」又は「(宮城県總務部税務課)」  
又は「審査請求」又は「異議申立て」又は「裁決」又は「決定」又は「当所還付担当班」  
又は「宮城県總務部税務課」又は「(宮城県總務部税務課)」  
「宮城県 所長」又は「宮城県知事」又は「(宮城県總務部税務課)」  
又は「宮城県知事」又は「審査請求」又は「異議申立て」又は「裁決」又は「決定」又は  
様式第三十八号(その一)の「宮城県 所長」又は「宮城県知事」又は「。

4 知事は、前二項に定める外のを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式に之を添付するにあたるは、宮城県總務部税務課に施行規則の様式について開示の権利に斟酌して該文書の調整を加えた様式によるものとする。

附 印

付  
印

| 宮城県知事殿 |      | 発信年月日 | 精査<br>検算 |
|--------|------|-------|----------|
| 申告者    | 處理事項 |       |          |
| 年 月 日  | 項    |       |          |

| 発電用原子炉<br>設置者 | 所在地<br>名称及び<br>代表者氏名 | 申告額又は修正申告額① | 課税標準額 | 税率 | 税額 |
|---------------|----------------------|-------------|-------|----|----|
|               |                      |             | 100   | —  | 円  |

| この申告の担当部課名<br>及び担当者氏名 | 部課名 | 電話(氏名) | 担当者<br>氏名 | 局番 |
|-----------------------|-----|--------|-----------|----|
|                       |     |        |           |    |

| この申告が修正申告である場合に納付の確定した額② | この申告により納付すべき税額③ | 課税対象核燃料(新規挿入分) | 発電用<br>設置場所 | 年 月 日 |
|--------------------------|-----------------|----------------|-------------|-------|
|                          |                 |                |             |       |

| 挿入核燃料の体積④   | 核燃料の単価<br>(課税標準額)<br>(⑤×⑥)⑦ | 発電用<br>原子炉<br>名稱     | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
|-------------|-----------------------------|----------------------|--------------------|
| 体<br>積<br>円 | 円                           | 発電用原子炉への<br>核燃料挿入年月日 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |

| 使用前検査合格日<br>又は定期検査終了日 | 課税対象外核燃料<br>体 |
|-----------------------|---------------|
| 再挿入分体数⑧               | 既挿入分体数⑨       |

| 計⑦ | 平均単価 | 挿入核燃料の合計体積<br>(⑦+⑧+⑨) |
|----|------|-----------------------|
|    |      |                       |

様式第2号(第5条関係)

第 年 月 日

発電用原子炉設置者  
所 在 地

名称(法人名) 殿

宮城県知事

印

## 核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書

地方税法(第276条、第278条)の規定により下記のとおり「更正・決定」したので、通知します。

〔第279条〕  
〔更正・決定〕  
〔加算金を決定〕

| 年度                  | 更正・決定・加算金決定年月日   | 年                 | 月   | 日 |
|---------------------|------------------|-------------------|-----|---|
| 発電用原子炉の名称           | 核燃料税条例第3条第2項の年月日 | (第 年<br>月<br>号該当) |     |   |
| 更 正 • 決 定 領         | 課税標準額            | 稅 率               | 稅   | 額 |
| 既に納付の確定した額          | —                | 100               | —   | 円 |
| 過 不 足 領             | —                | 100               | (イ) |   |
| 過 少 申 告 加 算 金       | (ロ)              |                   |     |   |
| 不 申 告 加 算 金         | (ハ)              |                   |     |   |
| 重 加 算 金             | (ニ)              |                   |     |   |
| (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ) 合 計 |                  |                   |     |   |

1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。  
 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。  
 3 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として訴訟する場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 异議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないときは、  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○阿武隈川河川第六区第七十号  
国土調査法(昭和三十六年法律第二百八十九号)第十九条第一項の規定による、次の国土調査の成果を公表した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 審 治

印

一 調査を行った都の名称  
仙台市二 成果の名称  
仙台市の地籍図及び地籍簿三 調査を行った地域  
仙台市高畠町田代郷、仙台市真坂の一部、高畠郷新野木沢字、仙台大沢前山、同字大沢中字、高畠郷北田代郷四 調査を行った品目  
地籍図及び地籍簿○阿武隈川河川第六区第七十一号  
理容監法(昭和三十一一年法律第二百四十九号)第十一條の四第一項の規定による管理理容師資格認定調査及び美容監法(昭和三十二一年法律第二百六十二号)第十一條の二第一項の規定による管理美容師資格認定調査について、次のとおり掲示した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 審 治

印

一 講習会の主催者の名称及び所在地  
財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都中央区有明二丁目一番地二十一号  
二 講習会の開催年月日及び会場  
1 理容師美容師試験研修会  
二 会場

平成二十年六月二十日(平) 二十日(平)及び二十一日(平)  
印

(2) 会場  
仙台市青葉区国分町三丁目二番七号  
東京エレクトロンホール宮城（旧名 宮城県民会館）  
六階六〇一大会議室及び六〇二中会議室

## 2 管理美容師資格認定講習会

(1) 日程  
平成二十年十月六日（月）二十日（月）及び二十七日（月）

## （2）会場

仙台市青葉区国分町三丁目二番七号  
東京エレクトロンホール宮城（旧名 宮城県民会館）

六階六〇一大会議室及び六〇二中会議室

## 三 講習料

一人 一万四千円

## ○宮城県告示第六百七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

| 名 称     | 所 在 地           | 認定年月日      | 認定の有効期限      |
|---------|-----------------|------------|--------------|
| 伊藤病院    | 仙台市青葉区二日町八・八    | 平成二十年五月二十日 | 平成二十三年五月二十三日 |
| 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一一五       | 平成二十年五月二十日 | 平成二十三年五月二十三日 |
| 真壁病院    | 東松島市矢本字鹿石前一〇九・四 | 平成二十年五月二十日 | 平成二十三年五月二十三日 |

## ○宮城県告示第六百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

| 事 業 所 番 号               | 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類 | 設 置 者 名 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------|---------|-------------|
| 〇四一五四〇〇七三八<br>二丁目八番六十五号 | 仙台市太白区三神峯<br>訪問介護ささえ  | 居宅介護、重度訪問介護、行動援助          | 有限会社朋悠  | 平成二十年六月二十五日 |

## ○宮城県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営新井田南部地区土地改良事業（經營体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年六月二十日から平成二十年七月十七日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

## ○宮城県告示第六百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場（以下「県営住宅等」といふ。）の使用に係る使用料（以下「家賃等」という。）で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を平成二十年六月一日次とのおり委託した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方  
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニツテ債権回収株式会社

## 二 委託期間

平成二十年六月十一日から平成二十三年五月三十一日まで

○富城県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、亘理町が行つ土地改良事業（田沢地区）の施行に平成二十年六月十二日同意した。

平成二十年六月二十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋藤俊夫

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 人事給与総合システム運用機器の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年五月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オリックス・レンテック株式会社仙台支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 四千五百五十六万八千四百五十円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行つた日 平成二十年五月十三日

## 正 誤

○富城県公報第一九六五号（平成二十年六月十日付け）中

ページ

七 上段

六 一行

根元誓夫

正

誤

根本誓夫